

■報告第20号 専決処分の報告について（訴訟上の和解について）

【要旨】

平成26年第3回定例会において、専決処分の報告（報告第17号）で報告しました町営住宅家賃滞納者に対する建物明渡し等請求事件について、弁論終結までに下記和解条項のとおり合意に至ったため、訴訟上の和解をすることについて、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

記

1 事件名 高知地方裁判所須崎支部平成26年（ワ）第16号建物明渡し等請求事件

2 当事者 原告 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号
高岡郡四万十町
同代表者町長 中尾 博憲

被告 （略）
（略）
（略）

3 和解条項

- （1） 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）を、平成26年10月16日限り明け渡す。
 - （2） 被告は、原告に対し、平成24年11月1日から平成26年10月16日までの間の本件建物の未払賃料合計214万7600円の支払義務があることを認める。
 - （3） 被告は、原告に対し、前項の金員を次のとおり分割して、毎月月末限り、原告の指定する方法により支払う。
 - ① 平成26年10月から平成31年2月まで4万円ずつ
 - ② 平成31年3月に2万7600円
 - （4） 被告が前項の支払を怠り、その額が8万円に達したときは、被告は、当然に前項の期限の利益を失う。
 - （5） 原告は、その余の請求を放棄する。
 - （6） 原告及び被告は、原告と被告との間には、この和解条項に定めるもののほか、に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

別紙

物 件 目 録

住 宅 名	(略)
所 在	(略)
家屋番号	未登記
住宅番号	(略)
種 類	共同住宅
構 造	鉄筋コンクリート造瓦葺3階建
床 面 積	77.76平方メートル